

本人確認情報の独自利用について

1 前回審議会における委員の意見

(1) 住民負担の軽減のため活用すること

(検討事項) 住民票添付を求めている事務を対象とする。

(2) 対象事務を拡大すること

(検討事項) 複数事務による端末の共同利用により、処理件数の少ない事務まで対象を拡大する。

2 「住民負担の軽減」の検討

(1) 前回

対象を「条例・規則により住民票添付が義務づけられている事務」に限定する。

・ 限定した理由

独自利用のため条例化する際に、住民票添付が条例等で義務付けられていないのは、好ましくないとの判断から

・ 検討結果

住民票添付を求めているながら、条例等で義務付けられていない事務は、独自利用の対象事務としなかった。(負担軽減に寄与していない。)

(2) 今回

対象を、県が住民票（本人確認情報）を必要とする事務を対象とする。

(県が本人確認情報を得るためには、住民票を公用請求で取得するか、県民に添付を義務付けるしかない。)

本人確認情報の利用のためには、条例で利用する事務を定める必要がある。(住民基本台帳法第30条の8第1項第2号)

3 対象事務の抽出

(1) 抽出条件

【条件1】

県が行う事務のうち、既に住民基本台帳法（別表又は条例）で利用について定められている事務を除いた事務

【条件2】

次の①又は②に該当する事務

①住民票の添付を求めている事務で、本人確認情報の4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の利用により、住民票の添付が不要になるもの。

②市町長に対する住民票の公用請求に替えて、本人確認情報の4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用することにより、事務効率が向上するもの。

【条件3】

本人確認情報の利用によるコスト削減効果が費用を上回る事務

①業務端末を単独設置する場合

住民票添付に替える場合：年間100件以上の利用が必要

住民票の公用請求に替える場合：年間200件以上の利用が必要

②既設の業務端末を共同利用する場合は、利用件数に制限不要

ただし、民生的な配慮等の特別な理由があるものを除き、セキュリティ確保等の理由から、年間を通してある程度（年間10件以上）の件数が見込める事務を選定

(2) 抽出結果

「条件1」、「条件2」及び「条件3」に合致した事務を抽出

No	事務の名称	事務の内容（住民票との関係）	年間件数	担当部局
1	介護支援専門員の登録に関する事務	登録申請及び登録事項変更届出書に住民票添付	228	健康福祉部
2	山口県心身障害者扶養共済制度に関する事務	加入等申込書、脱退一時金請求書及び年金受給権者現況届に住民票添付	922	〃
3	採石法に関する事務	岩石採取計画認可申請書に住民票添付	39	商工労働部
4	漁船に関する事務	無動力・動力漁船の登録申請書、漁船建造・改造・転用申請書に住民票添付	588	農林水産部
5	浄化槽工事業に関する事務	工事業者届出書及び届出事項変更届出書に住民票添付	20	土木建築部
6	各選挙における立候補届出受付に関する事務	候補者届出書に住民票添付	73	選挙管理委員会
7	高等学校入学に関する事務	入学試験合格者等の住民票提出	9,000	教育委員会
8	税外債権管理に関する事務 ※	納付書、督促状の返戻等の調査のために住民票を公用請求	10 ～200	健康福祉部

※「税外債権」（公用請求件数）

介護福祉士修学資金貸付金(10)、高齢者住宅整備資金貸付金(16)、母子・寡婦福祉資金貸付金(180)、障害者住宅整備資金貸付金(15)

4 実施に向けての検討

次のとおり検討した結果、今年度から利用を開始した「県税の賦課・徴収に関する事務」に続き、来年度から「介護支援専門員の登録に関する事務」、「山口県心身障害者扶養共済制度に関する事務」、「漁船に関する事務」及び「税外債権管理に関する事務」について（具体的な事務の内容については、別紙のとおり）、本人確認情報を利用したい。

No	事務の名称	端 末	検 討 結 果
①	介護支援専門員の登録に関する事務	担当課 新設	利用件数が多く、住民負担の軽減が図れるため、利用事務として追加したい。（窓口にて端末設置）
②	山口県心身障害者扶養共済制度に関する事務	市町課 既設	利用件数が多く、住民の負担軽減が図れるため、利用事務として追加したい。
3	採石法に関する事務	担当課 既設	住民票添付の見直しを検討していることから、今後の検討結果を踏まえて判断したい。
④	漁船に関する事務	4事務所 新設	利用件数が多く、住民の負担軽減が図れるため、利用事務として追加したい。
5	浄化槽工事業に関する事務	市町課 既設	住民票添付を見直すこととしており、利用事務とはしない。
6	各選挙における立候補届出受付に関する事務	—	選挙のたびに、届出受付場所に利用端末を仮設する必要があるため、実施困難。
7	高等学校入学に関する事務	—	年1回の作業が一時期に集中し、端末を設置する県立高等学校が多数(69)あるため、現状では実施困難。
⑧	税外債権管理に関する事務	市町課 既設	行政の事務効率化が図れるため、利用に支障のない事務を利用事務として追加したい。

5 候補事務の先例都道府県

（第15回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会：平成19年7月18日開催資料より）

- ①介護支援専門員の登録に関する事務：なし
- ②心身障害者扶養共済制度に関する事務：鳥取県、広島県
- ④漁 船 に 関 す る 事 務：茨城県、島根県
- ⑧税外債権管理に関する事務：東京都、島根県、広島県

6 今後の予定

- (1) 来年3月 条例改正
- (2) 体制整備後 事務ごとに本人確認情報の利用開始

事務内容一覧

事務名	事務の内容	年間受付 件数	関係部局課
介護支援専門 員の登録に関 する事務	(ア) 介護支援専門員登録申請書に住民票を添付	226	健康福祉部 長寿社会課
	(イ) 介護支援専門員登録事項変更届出書に住民票を添付	2	健康福祉部 長寿社会課
山口県心身障 害者扶養共済 制度条例施行 規則に関する 事務	(ア) 山口県心身障害者扶養共済制度加入等申込書に住民票を添付	25	健康福祉部 障害者支援課
	(イ) 脱退一時金請求書に住民票を添付	10	健康福祉部 障害者支援課
	(ウ) 年金受給権者現況届に住民票を添付	887	健康福祉部 障害者支援課
漁船に関する 事務	(ア) 漁船建造、改造、転用許可申請書に住民票を添付	17	農林水産部 水産振興課
	(イ) 漁船登録申請書に住民票を添付	561	農林水産部 水産振興課
税外債権管理 に関する事務	(ア) 介護福祉士修学資金貸付金の債権管理のために住民票を公用請求	10	健康福祉部 厚政課
	(イ) 高齢者住宅整備資金貸付金の債権管理のために住民票を公用請求	16	健康福祉部 長寿社会課
	(ウ) 母子・寡婦福祉資金貸付金の債権管理のために住民票を公用請求	200	健康福祉部 こども未来課
	(エ) 障害者住宅整備資金貸付金の債権管理のために住民票を公用請求	15	健康福祉部 障害者支援課